

相次ぐ米軍機による部品落下事故に対する意見書

米空軍嘉手納基地所属HH-60Gヘリコプター救難機が平成27年1月23日、訓練飛行後に通信コード1本の先端（重さ約68グラム、縦約6センチ、横約5センチ、厚さ約2センチ、プラスチック製）の紛失を確認した。同通信コードは本来機体のキャビン内部に取り付けられ、取り外しできるものではなく同機は貨物のドアに挟まった状態であった。また、2月4日にも同基地所属のF-15イーグル戦闘機が訓練飛行中に左（垂直）安定板（金属製の円錐形で、縦横約22.86センチ×15.24センチ、重さ約5.4キログラム）を落下させる事故が相次いで発生した。

これらの落下事故は決して軽微なことですまされる問題ではなく、機体の操縦にも影響をおよぼし重大事故に繋がりがかねない。

同型機は、いずれもこれまでに数回の落下事故を起こしており、万が一、住民居住地域に落下、墜落する事故となれば住民を巻き込んだ大惨事になることは必至である。

本町議会は、米軍機の事故が発生するたびに、米軍および関係機関に厳重に抗議するとともに整備点検や安全管理の徹底を強く要請してきた。しかしながら一向に改善されず、町民は危険と恐怖に苛まれ続け怒りは頂点に達している。これ以上町民を愚弄することは断じて許されない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
2. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
3. HH-60救難ヘリ、F-15戦闘機、全機の年式、事故歴を公表すること。
4. 住民居住地上空での飛行訓練の禁止。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年2月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

相次ぐ米軍機による部品落下事故に対する抗議決議

米空軍嘉手納基地所属HH-60Gヘリコプター救難機が平成27年1月23日、訓練飛行後に通信コード1本の先端（重さ約68グラム、縦約6センチ、横約5センチ、厚さ約2センチ、プラスチック製）の紛失を確認した。同通信コードは本来機体のキャビン内部に取り付けられ、取り外しできるものではなく同機は貨物のドアに挟まった状態であった。また、2月4日にも同基地所属のF-15イーグル戦闘機が訓練飛行中に左（垂直）安定板（金属製の円錐形で、縦横約22.86センチ×15.24センチ、重さ約5.4キログラム）を落下させる事故が相次いで発生した。

これらの落下事故は決して軽微なことですまされる問題ではなく、機体の操縦にも影響をおよぼし重大事故に繋がりがかねない。

同型機は、いずれもこれまでに数回の落下事故を起こしており、万が一、住民居住地域に落下、墜落する事故となれば住民を巻き込んだ大惨事になることは必至である。

本町議会は、米軍機の事故が発生するたびに、米軍および関係機関に厳重に抗議するとともに整備点検や安全管理の徹底を強く要請してきた。しかしながら一向に改善されず、町民は危険と恐怖に苛まれ続け怒りは頂点に達している。これ以上町民を愚弄することは断じて許されない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに解決するよう強く要求する。

記

1. 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
2. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
3. HH-60救難ヘリ、F-15戦闘機、全機の年式、事故歴を公表すること。
4. 住民居住地上空での飛行訓練の禁止。

以上、決議する。

平成27年2月9日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長